

## 沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県生涯学習推進本部設置規程）

生涯学習振興課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号、沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1項第1号の規定に基づき、教育指導統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

### 1 規則（訓令）の概要（沖縄県生涯学習推進本部設置規程）

本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた教育委員会規則（訓令）

### 2 改正の経緯及び必要性

業務の効率化及び省力化を図るため、幹事会の幹事及び実務者会議の班員の構成を39課体制から各部の主管課等がとりまとめる体制への変更に伴い、幹事会の幹事及び実務者会議の班員の職名を改める必要がある。

### 3 改正の概要

- (1) 幹事会の幹事（課長級）の構成及び職名を改める。（別表第2関係）
- (2) 実務者会議の班員（班長級）の構成及び職名を改める。（別表第3関係）
- (3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月24日

施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第5号・沖縄県警察本部訓令第5号）新旧対照表	
改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 推進本部に実務者会議を置く。</p> <p>2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事に提示する事項について協議調整する。</p> <p>3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。</p> <p>4 班長は教育庁生涯学習振興課副参事をもって充て、班員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>5 実務者会議は、班長が招集する。</p> <p>6 班長は、必要に応じて実務者会議に部会を置くことができる。</p> <p>7 部員は、別表第3に掲げる者のうちから班長が任命する。</p> <p>第8条～第9条（略）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条（略） (幹事会)</p> <p>第6条 推進本部に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。</p> <p>3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。</p> <p>4 幹事長は教育指導統括監をもって充て、副幹事長は教育庁生涯学習振興課長をもって充てる。</p> <p>5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。 (実務者会議)</p> <p>第7条 推進本部に実務者会議を置く。</p> <p>2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事に提示する事項について協議調整する。</p> <p>3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。</p> <p>4 班長は教育庁生涯学習振興課生涯学習推進監をもって充て、班員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>5 実務者会議は、班長が招集する。</p> <p>6 班長は、必要に応じて実務者会議に部会を置くことができる。</p> <p>7 部員は、別表第3に掲げる者のうちから班長が任命する。</p> <p>第8条～第9条（略）</p>

別表第 1 (第 3 条関係) (略)

別表第 2 (第 6 条関係)

知事公室秘書課長

総務部総務私学課長

(削る。)

企画部企画調整課長

(削る。)

(削る。)

環境部環境政策課長

(削る。)

子ども生活福祉部福祉政策課長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

保健医療部保健医療総務課長

(削る。)

農林水産部農林水産総務課長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

商工労働部産業政策課長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

文化観光スポーツ部観光政策課長

(削る。)

別表第 1 (第 3 条関係) (略)

別表第 2 (第 6 条関係)

知事公室広報課長

総務部総務私学課長

総務部職員厚生課長

企画部企画調整課長

企画部科学技術振興課長

企画部地域・離島課長

環境部自然保護課長

環境部環境再生課長

子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長

子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長

子ども生活福祉部子育て支援課長

子ども生活福祉部障害福祉課長

子ども生活福祉部消費・くらし安全課長

子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長

保健医療部健康長寿課長

保健医療部衛生薬務課薬務室長

農林水産部官農支援課長

農林水産部糖業農産課長

農林水産部森林管理課長

農林水産部水産課長

商工労働部産業政策課長

商工労働部ものづくり振興課長

商工労働部中小企業支援課長

商工労働部雇用政策課長

文化観光スポーツ部観光振興課長

文化観光スポーツ部文化振興課長

(削る。)

土木建築部土木総務課長

教育庁総務課長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

警察本部生活安全部生活安全企画課長

警察本部交通部交通企画課長

文化観光スポーツ部スポーツ振興課長

土木建築部都市計画・モノレール課長

教育庁総務課長

教育庁教育支援課長

教育庁施設課長

教育庁学校人事課長

教育庁県立学校教育課長

教育庁義務教育課学力向上推進室長

教育庁保健体育課長

教育庁文化財課長

警察本部警務部警務課長

警察本部生活安全部生活安全企画課長

警察本部交通部交通企画課長

### 別表第3 (第7条関係)

知事公室秘書課総務班班長

総務部総務私学課私学・法人班班長

(削る。)

企画部企画調整課総務班班長

(削る。)

(削る。)

環境部環境政策課総務企画班班長

(削る。)

子ども生活福祉部福祉政策課総務企画班班長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

### 別表第3 (第7条関係)

知事公室広報課広報聴班班長

総務部総務私学課私学・法人班班長

総務部職員厚生課厚生保健班班長

企画部企画調整課総務班班長

企画部科学技術振興課科学振興班班長

企画部地域・離島課地域振興班班長

環境部自然保護課自然保護班班長

環境部環境再生課環境対策班班長

子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長

子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班班長

子ども生活福祉部子育て支援課子育て班班長

子ども生活福祉部障害福祉課地域生活支援班班長

子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班班長

子ども生活福祉部平和援護・男女参画課男女共同参画班班長

保健医療部保健医療総務課総務企画班班長

(削る。)

農林水産部農林水産総務課総務班班長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

商工労働部産業政策課総務班班長

(削る。)

(削る。)

(削る。)

文化観光スポーツ部観光政策課総務班班長

(削る。)

(削る。)

土木建築部土木総務課総務班班長

教育庁総務課教育企画室主幹

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐

警察本部交通部交通企画課課長補佐

保健医療部健康長寿課健康づくり班班長

保健医療部薬務疾病対策課薬務室主幹

農林水産部営農支援課営農担い手班班長

農林水産部糖業農産課さとうきび班班長

農林水産部森林管理課森林企画班班長

農林水産部水産課水産企画班班長

商工労働部産業政策課総務班班長

商工労働部ものづくり振興課工芸・ファッション産業班班長

商工労働部中小企業支援課支援班班長

商工労働部雇用政策課雇用企画班班長

文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班班長

文化観光スポーツ部文化振興課文化振興班班長

文化観光スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興班班長

土木建築部都市計画・モノレール課公園緑地班班長

教育庁総務課教育企画室主幹

教育庁教育支援課学校予算班班長

教育庁施設課企画財産班班長

教育庁学校人事課健康管理班班長

教育庁県立学校教育課高校教育改革班班長

教育庁義務教育課学力向上推進室主任指導主事

教育庁保健体育課学校安全・給食班班長

教育庁文化財課管理班班長

警察本部警務部警務課課長補佐

警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐

警察本部交通部交通企画課課長補佐

(注) 改正規定に係る部分の対象箇所にアンダーラインを引くこと。